

会議顛末書

						記 録 者	主 幹 仲 村 堯 之	
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	課 長	課 長 補 佐	主 係	査 長	グ ル ー プ 員
件 名	令和5年4月定例庁議							
年 月 日	令和5年4月4日（火）							
時 間	午前9時～午前10時30分							
場 所	3階庁議室							
欠 席 者	なし							
内 容	<p>【審議事項】</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の「5類」移行後における市内公共施設での感染症対策について【医療対策課】</p> <p style="padding-left: 20px;">資料に基づき健康増進課より説明。</p> <p>※ 事業所管課は医療対策課であるが、組織機構改革に伴う事務事業移管からの期間が短いことから、前所管課である健康増進課が説明を行った。</p> <p>《補足説明》</p> <p style="padding-left: 20px;">施設の利用手続きや感染症対策備品の取扱いについては、原則不要とした上で、施設の実情により所管部長の判断とさせてもらっている。</p> <p style="padding-left: 20px;">これは、高齢者が多く利用する施設や使用用途に応じて、個別の部屋ごとに対応が異なることも想定され、担当課長や施設担当者ではその判断が難しいという点を考慮したものである。</p> <p>《主な意見・質疑等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月8日以降の考え方については、国から示されているのか。 <ul style="list-style-type: none"> → そのとおりである。 ・ 消毒を目的とした拭き取り作業は、職員や学校での負担になっていると聞いているが、そうした作業についても不要となるという理解で良いか。 <ul style="list-style-type: none"> → そのとおりである。感染拡大防止対策として実施しているすべての作業という理解で良い。 ・ 所管部長の判断について、参考とするため、高齢者も利用し検討のベースになると考えられるコミュニティセンターをどうすべきかなど、意見として各部が所管する施設の対応想定を伺いたい。 <ul style="list-style-type: none"> → 庁舎については、窓口のパーテーションは残す方向で考えているが、消毒や体温測定等はすべてやめる方向で検討している。職員間のパーテーションは、職員の任意にしたいと考えている。 → 国で方針を示しているのであれば、すべてやめるのが望ましい。やるのであれば理由が必要になる。理由が付かないのであればやめた方が良い。 → コミュニティセンターの場合は、センター長の考えも伺った方が良いかもしれない。センター長会議等で諮ってみてはどうか。 → 保健センターで行っている集団検診は、医療に関わる内容なので、マスク着用を継続する予定である。 <p>《協議結果》</p> <p style="padding-left: 20px;">了承。</p>							

※施設における感染症対策の方向性

5月8日以降、消毒や体温測定等は原則不要とするが、今後の感染拡大を見据え、対策備品は各施設での保管を基本とし、施設の利用者の年代等、実情に応じて各所管部長の判断により、撤去時期等を判断するものとする。

2 「龍ヶ崎市新型インフルエンザ等対応マニュアル」の改定について【医療対策課】
資料に基づき健康増進課より説明。

※ 審議事項1と同様の理由から、前所管課である健康増進課が説明を行った。

《主な意見・質疑等》

- ・ マニュアルに記載のあるような感染症のまん延が発生した際には、新規事業の中止や計画策定の延期など、業務を整理した上で止めるという判断を対策本部としてすべきではないか。業務に忙殺されている中では、危機事象に対応できるだけの人員が確保できない状況が発生してしまうことから、そうした方針を本部でしっかり決めていくということをマニュアルに位置付けていただきたい。
- ・ 感染症の発生早期では、業務停止の判断を下すのは容易ではない。業務継続計画に基づく運用を徹底していけば良いのではないかと。
 - 今後、当マニュアルの詳細の内容を検討していく中で、対策本部の設置時期なども決めていくことになるが、設置する時期によって市としての対応も変わってくるのが想定される。そうした時に、どのように対応していくかという点はしっかりと追記していきたい。
- ・ 現状のマニュアルの運用においては、各部長の担うべき業務が非常に多くなっている。今回の組織機構改革を踏まえ、次長や部付け参事などには、渉外を担ってもらうなど、具体的な役割を位置付けていくべきではないかと。
 - 役割を検討して付け加えることとする。

《協議結果》

了承。

3 令和5年度龍ヶ崎市新型コロナワクチン接種実施計画（案）について【医療対策課】
資料に基づき医療対策課より説明。

《主な意見・質疑等》

特になし

《協議結果》

了承。

4 公共用地等計画連絡調整会議の結果について【都市計画課】

資料に基づき都市計画課より説明。

《主な意見・質疑等》

- ・ 案件2については、これまでの経緯が複雑であったように見受けられる。土地取得当時の流れや地目の適格性を改めて精査した上で、今後の事務手続きを進めていただきたい。

《協議結果》

- ・ 案件1については了承。案件2については状況を整理し、再度報告とする。

	【その他】 特になし		
要 措 置 事 項			
情 報 公 開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	(龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当)
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日